

### 事業概要

#### ●調査の背景・目的

～適格消費者団体が、入手した約款等から不当条項を抽出する労力を軽減するため、AIを活用して約款等を読み込み不当条項の一次スクリーニングを行うことができるようにする

#### ●実施内容

～適格消費者団体に属し、不当条項等の抽出・検討を行っている研究者、法律専門家および事務局(3団体6名)から構成される研究会を立ち上げた。その研究会には、実務において生成AIを積極的に活用している外部の法律専門家に参加してもらい、システムの準備・提供・改善を行った。

AIIを活用した既存の約款レビューシステムを利用するには相応のコストが生じ、適格消費者団体が、継続的に使用するのは難しい。そこで、研究会メンバー各自が契約しているChatGPTやGeminiといった生成AIに不当条項リストを参照させ、不当性の疑われる条項を抽出した。

#### <経過>

第1回研究会(2025年10月27日)

事業実施方針の確認、GPTs(不当条項チェッカー)※注1を提案

第2回研究会(2026年1月22日)第3回研究会(2026年3月2日)

GPTs(不当条項チェッカー)によるテスト結果の持ち寄り

テスト結果をふまえてのGPTs第2弾(キヤクミル)※注2の提案

第4回研究会(2026年3月17日)事業報告の検討

### 実施結果

～テスト参加者(研究会構成員の3団体6名)は、都合13件の約款等をレビューした、その結果として、GPTs(不当条項チェッカー)について、約款等から不当条項を一次スクリーニングさせる用途については、おおむね有効であるとの評価を受けることができた。

一方で、以下の課題が示され、対応策等の助言を受けた。

(1)3万字を超えるような大部の約款からの不当条項抽出には漏れがある。⇒分析対象の約款を分割してレビューさせると精度があがる。

(2)「利用規約全体をレビューすること」、「条項の文言をそのまま抽出すること」及び「エクセル形式で出力すること」といった基本的に満たしたい条件は、あらかじめ定型的にプロンプトに組み込んでおくことよい。

(3)消費者契約法第10条該当性の判断のように、事業内容の定性的側面(民法の権利義務からの乖離度)を評価する必要があるものへの対応には課題を残している。⇒業種ごとにチェック項目の見直しを行うことで対応できないか。

(4)不当条項を抽出した際に類似事案を消費者団体訴訟制度事例集から参照する機能は付加できるのではないか

(5)今後、さらに多くの団体にテストをしてもらい、四半期に一度程度結果を持ち寄り、ブラッシュアップを図ることが良い。

補足: GeminiでもGemを設定することで、ChatGPTにおけるGPTsと同様に一次スクリーニングの機能をもたせることができた。

### 提言

今後は、今期の研究会でテストしたGPTS(不当条項チェッカー)を、一次スクリーニング用に多くの団体で活用、結果を持ち寄り、ブラッシュアップを図ることが良い。併行して、次の点も研究課題である。

(1)テキスト化されていない文書(ファックス等で入手した資料等)の読み取りの方法の検討～国立国会図書館の「NDLOCR-Lite」を試してみるところから着手。

(2)約款内で離れた場所にある「免責条項」「バスケット条項」など文脈をまたぐ要注意箇所を検出～GPTS第2弾(キヤクミル)の検証から着手。

※注1 GPTs(不当条項チェッカー): ChatGPTに定型的に起動するプロンプトを設定したもの。作成した不当条項リストを参照させ、不当性を判断。

※注2 GPTS第2弾(キヤクミル): ChatGPTに定型的に起動するプロンプトを設定したもの。約款全体の構成から各条項の意味を理解させ不当性を判断。網羅性に課題。